

魚津市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年における一部見直しについて

施策目標4 産前・産後の休業及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用への支援

(P54)

具体的な取り組み

| 事業 | | 内容 | | | | 担当課 |
|----|---------|--|-----|-------------|-----|----------|
| 1 | 年度途中入所 | 今後も継続して、すべての保育園における年度途中入所への対応を行います。 定員の空き状況を把握し、受け入れ体制が十分でない場合は、保育士配置の充実を検討します。 | | | | こども課 |
| | | 計画期間における方向性 | | | 実績 | H28年度の状況 |
| | | 目標値 | H27 | H31 | H27 | |
| | | 実施保育園数 | 全園 | 継続 | 全園 | 全園 |
| 事業 | | 内容 | | | | 担当課 |
| 2 | 利用者支援事業 | 子どもと保護者の身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施します。 | | | | こども課 |
| | | 計画期間における方向性 | | | 実績 | H28年度の状況 |
| | | 目標値 | H27 | H31 | H27 | |
| | | 実施か所数 | 1か所 | (1→) 2か所 | 1か所 | 2か所 |

H29 (2か所)
 H28.10月～市健康センター内に親子ほっとステーションあいあい開所により

施策目標3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実 (P68)

| 事業 | | 内容 | | | 担当課 | |
|----|--------------|--|-------|----------------|-------|----------|
| 1 | ★放課後児童健全育成事業 | <p>保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合などに、指導員のもと、小学生の授業終了後や休業日の生活の場を提供します。</p> <p>上学年の受け入れについて、児童、保護者のニーズを踏まえ、受け入れ体制を整備します。</p> <p>また、開所時間の延長について、検討します。</p> | | | こども課 | |
| | | 計画期間における方向性 | | | 実績 | H28年度の状況 |
| | | 目標値 | H27 | H31 | H27 | |
| | | 実施か所数 | 13 か所 | (16⇒) 14 か所 | 13 か所 | 14 か所 |

H29 (14 か所)

H30 (12 か所)

こばと、片貝放課後児童クラブ閉所予定

H31 (14 か所)

旧村木小学校2階につばめ児童センター第3・第4クラブ(仮称)開所予定

施策体系と主要施策の組み立て

「魚津市子ども・子育て支援事業計画」の基本方針のもと、子どもの貧困対策に関する施策を追加するため、「基本方針6 すべての親子の権利を守る」の中に、5つ目の施策目標として「子どもの貧困対策の充実」を追加します。

また本追加計画では、「子どもの貧困対策の充実」を施策目標として、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実」「経済的支援」「周知の徹底」の5つを主要施策とし位置づけ、本市の取り組みや主な事業を掲載し、子どもの貧困対策の充実を図ります。

| 基本方針 | 施策目標 | 具体的な取り組みや事業 |
|----------------|------------------------------------|--|
| 1教育・保育環境を充実する | | |
| | 1 多様な保育ニーズに応じた教育・保育の提供 | |
| | 2 教育・保育の質の向上 | |
| | 3 多様な主体による教育・保育の実施 | |
| | 4産前・産後の休業及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用への支援 | |
| 2子育てを支える地域をつくる | | |
| | 1 地域における子育て支援の充実 | |
| | 2 子育て支援のネットワークづくり | |
| | 3 ボランティア活動の推進 | |
| 3母と子の健康を支える | | |
| | 1 母親と子どもの健康の確保 | |
| | 2 小児医療の充実 | |
| 4子どもの生きる力を育む | | |
| | 1 家庭や地域の教育力の向上 | |
| | 2 子どもの健全育成 | |
| 5子育てと仕事の両立を支える | | |
| | 1 雇用環境の整備及び啓発 | |
| | 2 家庭での子育て協力体制の構築 | |
| | 3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実 | |
| 6すべての親子の権利を守る | | |
| | 1 子どもの権利の確保 | |
| | 2 児童虐待防止対策の充実 | |
| | 3 ひとり親家庭の自立支援の推進 | |
| | 4 障がい児施策の充実 | |
| | 【追加】 5 子どもの貧困対策の充実 | 1 教育の支援 2 生活の支援 3 保護者に対する就労支援 及び就労環境の充実 4 経済的支援 5 周知の徹底 |